

正戦論

— 「正しい」戦争の模索 —

1

Overview

1. 正戦論の歴史の変遷
2. イスラームの場合
3. 日本の場合
4. 今回の課題

2

1

正戦論の歴史の変遷

3

正戦論の父アウグスティヌス (354-430)

- (a) 自己目的のために戦ってはならない。
- (b) 他者を助けるためには戦う義務がある。

「もしも、主イエス・キリスト自ら『悪にてむかうな』といわれたのだから、神が戦争を命ぜられるわけではないと考える人々があるならば、わたしはいおう、ここに要求されているのは行動ではなく、心の問題である」（『マニ教徒ファウストゥス論駁』）。

4

絶対平和主義から正戦論へ

- コンスタンティヌス体制以降、国家と教会の関係が変化していく中、絶対平和主義から正戦論へと移行していった。アウグスティヌスが、その神学的な根拠を与えた。
- アウグスティヌスの理解は、トマス・アクイナスやルターにも引き継がれていく。
- トマス・アクイナス（『神学大全』35巻）：（a）戦争行使の命令を下す主権の権威、（b）正当な理由、（c）動機の正しさ

5

正戦から聖戦へ

- 一元的な教会の権威が存在していた時代においては、正戦論は不当な戦争を排除する論理として機能した。
- しかし、キリスト教圏外における異教徒との戦い（十字軍）においては、正戦論は戦争の抑止力とはならなかっただけでなく、「聖戦」へと移行していった。また、キリスト教内部における「宗教戦争」（三十年戦争）においても、戦争の抑止力とならなかった。

6

無差別戦争論へ

- オランダの法学者H. グロチウス（Hugo Grotius, 1583-1645）が教会権威に依存せず、異民族間にも通用する人類共通の法としての国際法を構想したのは、まさに三十年戦争（1618-48）の渦中においてであった。
- 三十年戦争の講和条約として締結されたウェストファリア条約（1648年）においては、国家主権の独立性が認められた。そこには戦争を起こす外交決定権も含まれていた。これ以降、主権国家を超える上位の権威は認められず、一元的権威を前提とする正戦論を適用することは困難になり、戦争の合法性・違法性を問うことのない戦争合違無差別論（無差別戦争論）が支配的になっていく。

7

正戦論の再登場

- こうした時代の中で、国家間の戦争抑止の論理となったのは「勢力均衡政策」であった。しかし、19世紀中期における「パックス・ブリタニカ」（英国による平和）に代表されるように、それも西洋列強の軍事力の強大化に歯止めをかける力にはならなかった。むしろ、勢力均衡政策は、近代国家において軍隊（徴兵制）と戦争を生み出す温床となった。
- 第一次世界大戦の惨禍の後、国際連盟は「勢力均衡による平和」から「国際機構による平和」を目指すことになった。そこでは戦争そのものの正当性が問題とされ、正戦論が形を変えて復活することになった。

8

正戦のための条件

戦争への正義

(*jus ad bellum*)

- (a) 正当な理由
- (b) 正当な権威
- (c) 比例性 (結果として得られる善が戦争という手段の悪にまさる)
- (d) 最終手段
- (e) 成功への合理的見込み
- (f) 動機の正しさ

戦争における正義

(*jus in bello*)

- (a) 区別の原則
(戦闘員と非戦闘員を区別する)
- (b) 比例性の原則
(なされた不正を正すのに必要以上の力を行使しない)

9

正戦論を主張する神学者 ポール・ラムジー (1913-1988)

- 「戦争における正義」 (*jus in bello*) を要請するのは「隣人愛」。
- 「よきサマリア人」 (ルカ10:30-37) のたとえ：もしあのサマリア人が追いはぎによる犯行の現場に出くわしたとするなら、イエスは彼にどのような行為を求めたであろうか？
- 「抑圧を受けている人間がもう一方の頬も打たれるように、弟子たちは彼の顔を上げてやるべきだとはイエスは要求しなかった」。
- 「もし正戦論がまだ存在していないとすれば、キリスト者はそれを作り出さなければならない」。

10

人道的介入

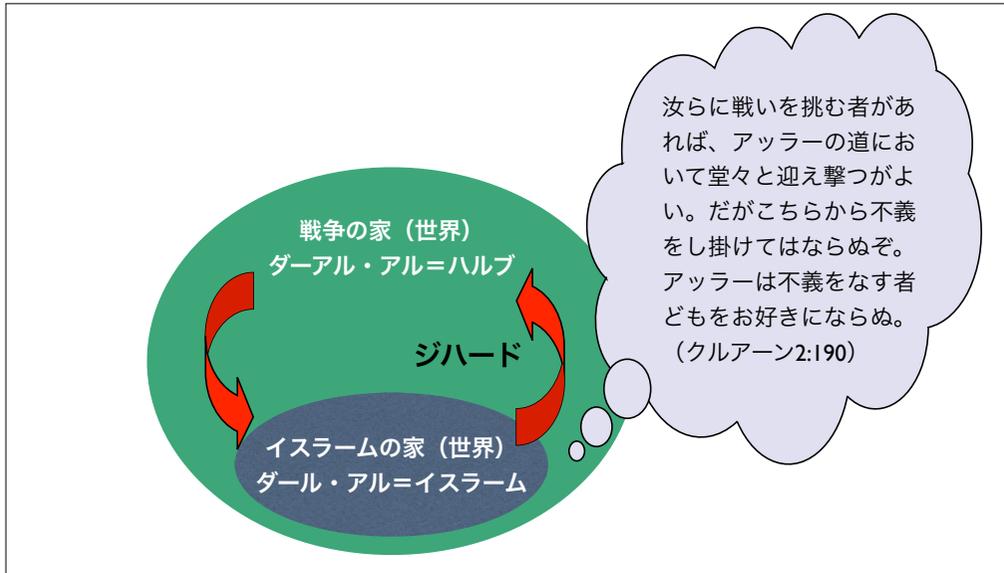
- 近年では「正戦」が声高に主張されることはないが、被害者救済を目的とする「人道的介入」も、広い意味で正戦論の枠組みで考えることができる。
- 人道的介入をめぐる議論：コソボ紛争 (1996-1999年、ユーゴスラビア軍およびセルビア人勢力と、コソボの独立を求めるアルバニア人のコソボ解放軍との戦闘) の際のNATO軍によるユーゴ空爆 (1999年)。
- 参考：人道的殺人？ ヒトラー暗殺計画に荷担したドイツの神学者・牧師ディートリヒ・ボンヘッファー (平和主義を主張)

11

2

イスラームの場合

12



13

伝統的なジハード理解

- 大ジハード：自我との戦い
- 小ジハード：異教徒との戦い
- 戦争論の類型としては、ジハード（小ジハード）は「聖戦」ではなく（広義の）「正戦」に分類されるべきではないか。ところが、日本のマスコミ表記では、しばしば、「**ジハード（聖戦）**」とされている。この表記は偏見と誤解を招きかねない。

14

現代におけるジハード

- イスラーム社会の内部に向けられる場合
 - イスラーム主義者が世俗政権を打倒するためのジハード
- イスラーム社会の外部、とりわけ「西欧」に向けられる場合
 - 急進派の立場からは、非ムスリムの異教徒（元来は多神教徒）は「偶像崇拝者」として批判の対象とされる。世俗主義のヨーロッパ、軍事力でイスラームを抑圧するアメリカなどが、イスラームの戦うべき「敵」と見なされる。また、現代は新たな「無知の時代」（ジャヒリーヤ）と見なされる。

15

3

日本の場合

日本国憲法前文から導き出される「平和的生存権」は、護憲派にとっては戦争放棄（**平和主義**）を意味するが、改憲派にとっては、自衛隊の存在根拠（=国土防衛）として解釈される。自衛隊の明文化を求める改憲派は「**正戦論**」の立場を取っていると言える。

16

【参考文献】

- 加藤尚武『戦争倫理学』筑摩書房、2003年。
- 山内 進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房、2006年。
- 最上敏樹『人道的介入——正義の武力行使はあるか』岩波書店、2001年（岩波新書）。
- 内藤正典『イスラーム戦争の時代——暴力の連鎖をどう解くか』日本放送出版協会、2006年。

4

今回の課題

- 『一神教とは何か』第四章「3 正戦論」を読んでください。
- 上記箇所の内容と今回の講義の内容を踏まえ、「正しい戦争」があるかどうか、あなたの意見を述べて下さい。ないと考える場合には、危機回避のために、どのような手段を取ることができるのか、あると考える場合には、正戦論の問題点についても論じて下さい。